

2019年7月1日

取引先各位

西武造園株式会社
西武緑化管理株式会社
横浜緑地株式会社

消費税率引上げに伴う弊社へのご請求等について

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊社に対しご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて2019年10月1日に消費増税が予定通り実施された場合、税率が8%から10%に上げられることとなります。

これにより

1. 指定日（2019年4月1日）以降に締結した工事の請負等の契約は、施行日の前日（2019年9月30日）までに引渡しが行われる場合を除き、改正後の税率（10%）が適用されることとなります。
2. 指定日（2019年4月1日）の前日（2019年3月31日）までに工事の請負等の契約を締結している場合は、施行日以降に引渡しが行われる場合であっても、改正前の税率（8%）を適用する経過措置が講じられます。

つきましては、今後の対応における注意点を下記にまとめましたので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

記

契約内容（※） パターン	工事の請負等				工事の請負等以外	
	①	②	③	④	⑤	⑥
契約日	2019年3月31日以前	2019年3月31日以前	2019年4月1日以降	2019年4月1日以降	2019年9月30日以前	2019年10月1日以降
契約工期「完了日」	2019年9月30日以前	2019年10月1日以降	2019年9月30日以前	2019年10月1日以降	工期（完了日）によらず	工期（完了日）によらず
注文書の消費税率	8%	8%	8%	10%	8%	10%
2019年9月分以前請求書	8%	8%	8%	10%	8%	—
2019年10月分以降請求書	—	8%	—	10%	10%	10%

1. 契約内容が「工事の請負等」に該当する場合

- ① 契約日が2019年3月31日以前で、工期（完了日）が2019年09月30日以前の場合
 - ・ 注文書は、消費税率8%で発行します。
 - ・ 2019年10月分以前の出来高についての請求書は消費税率8%で発行してください。
 - ・ 工期（完了日）が2019年10月1日以降に変更となった場合は、パターン②の取り扱いとしてください。
- ② 契約日が2019年3月31日以前で、工期（完了日）が2019年10月1日以降の場合
 - ・ 注文書は、消費税率8%で発行します。
 - ・ 2019年9月分以前、および2019年10月分以降の出来高についての請求書は消費税率8%で発行してください。
 - ・ 2019年10月分以降の請求書には、備考欄に「改正消費税法附則第5条3項により消費税8%」と記載して請求書を使用ください。
- ③ 契約日が2019年4月1日以降で、工期（完了日）が2019年9月30日以前の場合
 - ・ 注文書は、消費税率8%で発行します。
 - ・ 2019年9月分以前の出来高についての請求は消費税率8%で発行してください。
 - ・ 工期（完了日）が2019年10月1日以降に変更となった場合は、2019年9月分以前の出来高についての請求書は消費税率8%、2019年10月分以降の出来高については消費税率10%で発行してください。2019年9月分以前の出来高に対する、8%と10%の消費税差額分については最終請求時に請求書を発行してください。
※消費税差額請求書については、出来高請求書とは別に消費税差額請求対応の請求書を使用して発行してください。当社ホームページよりダウンロードできます。
- ④ 契約日が2019年4月1日以降で、工期（完了日）が2019年10月1日以降の場合
 - ・ 注文書は、消費税率10%で発行します。
 - ・ 請求書は、消費税率10%で発行してください。

2. 契約内容が「工事の請負等」に該当しない場合

- ⑤ 契約日が2019年9月30日以前の場合
 - ・ 注文書は、消費税率8%で発行します。
 - ・ 2019年9月30日以前の出来高および納品についての請求書は消費税率8%で発行してください。
 - ・ 2019年10月1日以降の出来高および納品についての請求書は消費税率10%で発行してください。
- ⑥ 契約日が2019年10月1日以降の場合
 - ・ 注文書は、消費税率10%で発行します。
 - ・ 請求書は、消費税率10%で発行してください。

以 上